

在海外投票不可「違憲」

国会不作為認め賠償命令

海外在住の日本人有権者が最高裁裁判官の国民審査に投票できないのは、公務員を選任・罷免する権利を保障した憲法一五条に違反するとして、ブラジル在住の男性(四三)や映画監督の想田和弘さん

票できないことも違法とした。法令に対する最高裁の違憲判断は、女性の再婚禁止期間を定めた民法の規定を巡る二〇一五年の判決以来で、十一例目。

(五二)ら五人が国に損害賠償などを求めた訴訟の上告審判決で、最高裁大法廷(裁判長・大谷直人長官)は二十五日、「違憲」と判断した。国会が立法措置を怠つたと認め、国に賠償を命じた。次回審査で投く、投票は認められていない。